

社会福祉法人瑞穂福祉会 役員等報酬及び費用に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂福祉会の役員及び評議員の報酬及び費用について定めるものである。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

（報酬等の区分）

第3条 役員の報酬は、常勤役員にあっては月額報酬、賞与及び退職手当とし、非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬とし、賞与及び退職手当は支給しない。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬（基本給）については、職員給与規程に定める俸給表により支給する。
- (2) 賞与については、職員給与規程により算定される期末・勤勉手当を支給する。
- (3) 賞与以外の諸手当については、職員給与規程の各規定により支給する。
- (4) 退職手当については、社会福祉施設職員退職手当共済法及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の規定による退職手当を支給する。

（非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法）

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、別表第1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- (2) 評議員の報酬は、別表第2「評議員の報酬」に定める額とする。

（費 用）

第6条 非常勤役員及び評議員が、会議に出席する場合又は職務の執行のため出張する場合は、別表第3「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

2 前項にかかわらず、常勤役員については、職員旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。

3 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（重複支給の防止）

第7条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第8条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬については、その月の初日から末日までの分を毎月21日に支給する。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日とする。

（2）賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、業務を行った都度支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、給食費、県退職共済本人掛け金等を控除して支給する。

（報酬等の計算方法）

第9条 月の途中で新たに就任した常勤役員の報酬は、その日から当該月の末日まで日割り計算により支給する。

2 常勤理事が月の途中で退任、又は解任された場合は、当該月の初日から退任し、又は解任された日までの報酬を日割り計算により支給する。

3 前2項の日割り計算による日額の計算は、報酬の額を当該月の暦日から当該月の休日を除いた日数で除して得た額とする。

4 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する報酬は支給しない。ただし、本規程等で別に定める場合は、その規定による。

5 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該報酬締切期間の末日において合計し、1時間未満は切り捨てる。1時間当たりの金額の計算方法は、報酬をその月の所定勤務時間で除

した額とする。

6 この規定により、計算金額に端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数について、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数のあるときは、その端数金額は 1 円として計算する。

(公 表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 04 月 01 日より適用する。

別表第1（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340 円

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	5,340 円
理事会等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340 円

別表第2（評議員の報酬）

	日 額
評議員等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340 円

別表第2（評議員選任・解任委員の報酬）

	日 額
評議員等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340 円

別表第3（第三者委員の報酬）

	日 額
第三者委員会等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340 円

別表第4（旅費交通費）

区 分	旅費交通費
自家用車	2 km以上～3 km以内：200 円 3 km以上～4 km以内：300 円 4 km以上～5 km以内：400 円 5 km以上一律 500 円
公共交通機関	実費
宿泊費	実費
必要経費	実費